

## 基本施策Ⅱ-5

### 互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

**趣旨** 地域の支え合い体制づくりと防犯・防災の環境整備を行い安全・安心な地域づくりを推進します

#### 現状及び課題

- 平成 27 年（2015 年）の内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」によると、60 歳以上の男女を調査対象とした話をする頻度の調査において、86.5%の人が「ほとんど毎日」と回答していますが、約 2%は「週に 1 回」、約 3%は「ほとんどない」と回答しています。（表 3-2-5-1）

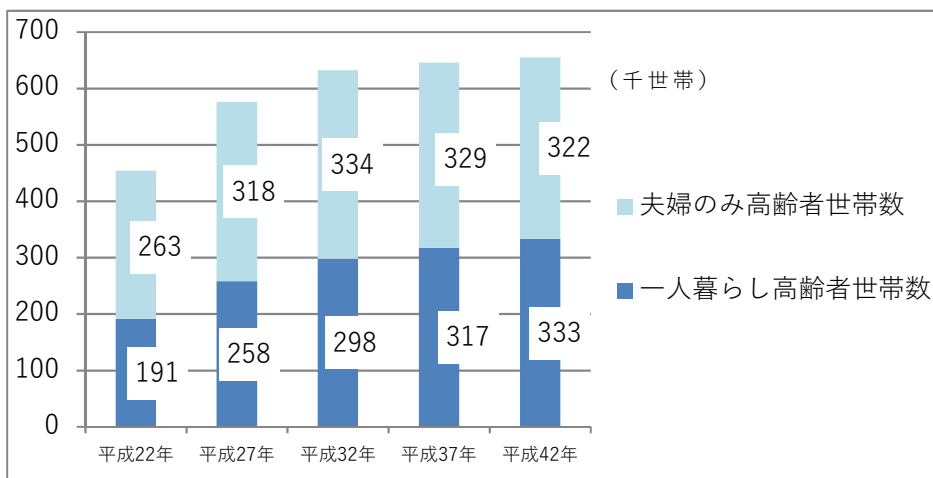
表 3-2-5-1 人（同居の家族、ホームヘルパー等を含む）と直接会って話をする頻度（全国）

	総数（人）	会話の頻度（％）				
		ほとんど毎日	週に4,5回	週に2,3回	週に1回	ほとんどない
男性	504	89.9	2.1	3.0	2.4	2.6
女性	601	83.7	5.3	5.7	2.0	3.3
全体	1,105	86.5	3.9	4.4	2.2	3.0

※ 内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」（平成 27 年）による。

- 核家族化に伴う一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加するとともに、要介護（要支援）認定者や認知症高齢者の急激な増加が見込まれています。そのため、こうした人々が孤立しないよう、地域における声かけや見守りなどの実践が求められています。（図 3-2-5-1）

図 3-2-5-1 一人暮らし高齢者世帯数、夫婦のみ高齢者世帯数の将来推計



※平成 27 年（2015 年）以前は、総務省統計局「国勢調査結果」、平成 32 年（2020 年）以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計、2014 年（平成 26 年）4 月推計）」による。

Ⅲ 施策の推進方策  
基本施策Ⅱ-5  
互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

- 近年、核家族化が進行するとともに地域社会におけるつながりが希薄化し「近所づきあい」が減少するなど、家庭や地域における相互扶助機能が弱まっています。一方、大規模な自然災害が頻発する中、地域住民による日常的なつながりや支え合いの重要性が改めて認識されています。
- 高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくためには、行政だけでなく住民自らが主体となり、互いに顔の見える関係を築くとともに、何かあった場合には多様な主体がそれぞれの強みを生かし、連携・協働して助け合うことができる体制が必要です。
- 地域の新たな担い手として、様々なNPO団体や市民活動団体などによる総合事業や見守りネットワークへの参画が期待されています。
- 内閣府の「社会意識に関する世論調査」によると、約65%の人が社会への貢献意識を持っています。(図3-2-5-2)  
また、高齢者による犯罪には、孤独や生きがいのなさ等が背景にあるケースが多いことから、互いに支え合う地域づくりに向け、気軽に社会活動に自然に参加できる環境づくりが重要です。

図3-2-5-2 社会への貢献意識（全国）（n=5,993）



※ 内閣府「社会意識に関する世論調査」（平成29年1月調査）による。

- 事故や急病又は災害時に、市町村が一人暮らし高齢者や認知症高齢者等の支援が必要な人たちに対し迅速に対応できるよう、災害情報の確実な周知や、緊急時の避難支援方法の確立等について、市町村等に対する支援を行う必要があります。
- 県内の消費生活センター等に寄せられる苦情相談件数のうち60歳以上の人からの割合が3割を超える状況が続いていることから、高齢者被害の未然防止に向け、相談体制の充実強化、消費生活相談窓口の周知及び高齢者の見守り体制との連携などを図る必要があります。(表3-2-5-2)

○ 表 3-2-5-2 消費生活に係る苦情相談件数（千葉県）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
件数	39,080	38,460	41,336	44,099	44,927	42,645
うち60歳以上	12,032	12,870	15,200	15,815	15,893	15,074
割合	30.8%	33.5%	36.8%	35.9%	35.4%	35.3%

※ 千葉県調べ

- 高齢者を狙った悪質な訪問販売事業者などが巧妙な手口で不安を煽り不当な契約をさせる事例が後を絶たないことから、引き続き関係機関と連携し、悪質事業者に対する指導等を行う必要があります。
- 犯罪被害・消費者被害を未然に防ぐためには、行政や警察の取組に加え、一人ひとりが「自分の身は自分で守る」という防犯意識・消費者意識を持つことが大切です。  
そのためには、消費者自身が合理的な意思決定を行い、被害を認識し、危害を回避したり、被害に遭った場合に適切に対処することができる能力を身に付けるための消費者教育を推進することが必要です。
- 高齢化の進展に伴い、犯罪被害者に占める高齢者の割合は増加傾向にあり、「電話 d e 詐欺」のうち「オレオレ詐欺」や「還付金等詐欺」では9割以上を占めるほか、「侵入盗」、「ひったくり」においても約3割と高くなっていることから、高齢者が犯罪や被害などに遭わず、安心して生活できる社会環境づくりに引き続き取り組む必要があります。（表 3-2-5-3、表 3-2-5-4）

表 3-2-5-3 電話 d e 詐欺被害件数（千葉県）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
件数	772	730	839	1,135	971	1,104	1,517
被害金額 (百万円)	1,364	2,256	3,190	4,712	3,035	2,334	2,361

※ 千葉県警察調べ

※ 「電話 d e 詐欺」とは、振り込め詐欺を始めとする「特殊詐欺」の実態を周知するため、公募により決定した本県での広報用の名称です。

表 3-2-5-4 犯罪被害者に占める高齢者の割合（千葉県）

	全刑法犯	電話de詐欺		侵入盗	ひったくり
		オレオレ詐欺	還付金詐欺		
割合	13.4%	95.9%	92.1%	28.2%	33.8%

※ 千葉県警察調べ（平成29年中）

Ⅲ 施策の推進方策  
 基本施策Ⅱ-5  
 互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

- 平成 28 年中の千葉県内の交通事故死者 185 人のうち、高齢者は 99 人と、5 割以上を占めており、そのうち半数以上の 60 人は歩行中に事故に遭っています（表 3-2-5-5）。また、高齢者の運転免許保有者は年々増加しており、高齢者が関係する交通事故の増加も懸念されていることから、高齢者の交通安全意識を高めることはもちろん、地域ぐるみで高齢者を交通事故から守る取組を促進することが重要です。

表 3-2-5-5 高齢者の交通事故者数（千葉県）

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
高齢死者数(人)	98	100	95	98	99	74
全死者数(人)	202	201	182	180	185	154
構成率	48.5%	49.8%	52.2%	54.4%	53.5%	48.1%

※ 千葉県警察調べ

- 高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送れるよう、市民後見人の養成を含めた成年後見制度の普及・活用促進のほか、各種の権利擁護の取組が求められています。
- 多様かつ複雑な家族関係等により、身体的虐待、介護放棄、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待などの様々な高齢者虐待が発生しています。高齢者虐待は重大な人権侵害であるため、緊急に防止対策に取り組む必要があります。

表 3-2-5-6 養護者による高齢者虐待件数（千葉県）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
件数	738	779	714	689	663	790	816

※ 千葉県調べ

表 3-2-5-7 施設内高齢者虐待件数（千葉県）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
件数	2	10	4	6	11	11	15

※ 千葉県調べ

取組の基本方針

① 地域での支え合い・見守りネットワークの整備促進

- 子どもから高齢者まで県民一人ひとりが、地域において声掛けや見守りなどの支え合い活動を実践するきっかけづくりに取り組めます。

- 市町村による、支援が必要な高齢者等を地域の実情に応じた多様な仕組みで重層的に支え合い、見守るためのネットワークの整備を支援します。
- 地域において、様々な分野の人々が地域づくりの在り方や取組を考える組織づくりを進めるとともに、様々な分野の担い手が連携していくよう啓発等を行います。

取組	概要
「ちば SSK（しない・させない・孤立化）プロジェクト」の普及啓発 （高齢者福祉課）	高齢者が孤立することのないよう、孤立化防止のDVDの作成やシンポジウムの開催等の周知・啓発、民間事業者との協定締結等のほか、小売事業者や自治会等の幅広い関係団体で構成されるネットワーク会議を通じ、地域の支え合い活動を広めます。
見守りネットワークの整備支援 （高齢者福祉課） （くらし安全推進課）	高齢者の安否確認や見守り活動等を行うことができるよう、民生委員や児童委員、地区社会福祉協議会、NPO、老人クラブ、自治会、ライフライン事業者、小売事業者等の様々な地域資源の協働による、高齢者の日々の暮らしを見守るネットワークづくりを支援します。
徘徊・見守りSOSネットワークの構築の促進（再掲） （高齢者福祉課）	地域で認知症の人の徘徊事案に対応できるよう、警察のみならず、住民、関係機関、企業等様々な主体が参加する徘徊高齢者の捜索・発見・通報・保護や見守りに関するネットワークの構築を働きかけます。
地域福祉フォーラムの設置促進 （健康福祉指導課）	市町村の区域及び小・中学校の区域ごとに、様々な分野の人々が集い、地域づくりの在り方や取組を考える場である「地域福祉フォーラム」の設置を促進します。 また、地域福祉フォーラムの活動の活性化に向けた啓発・情報提供等を行います。

## ② 生涯を通じた福祉に関する教育・学習・ボランティア活動の促進

- 地域住民一人ひとりが、生涯を通じて福祉に関する教育・学習、ボランティア活動を継続できる仕組みづくりを進めます。
- 県民のボランティアに対する理解と参加を促進するため、活動体験の場と機会を提供するなど、幅広い世代に対する様々な広報・啓発を行います。

Ⅲ 施策の推進方策  
 基本施策Ⅱ-5  
 互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

- 地域の高齢者等との交流や関係福祉施設への訪問等を通じ、次代を担う児童・生徒への地域と連携した福祉教育を推進します。
- 地域福祉活動等のリーダー役となる人材を養成します。

取組	概要
<p>「さわやかちば県民プラザ」における生涯学習事業の推進（再掲）            （教育庁生涯学習課）</p>	<p>生涯学習センターと芸術文化センター機能を持つ「さわやかちば県民プラザ」の特性を活用し、生涯学習に関する普及・啓発、情報提供、相談体制を充実していきます。</p> <p>また、千葉県体験活動ボランティア支援センターの活用を図りながら、高齢者についても生涯にわたって学び続け、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習の推進を図ります。</p>
<p>県民向け市民活動・ボランティア普及啓発（再掲）            （県民生活・文化課）</p>	<p>市民活動やボランティア活動について理解を深め、参加促進を図るために、ボランティア活動の基礎知識等を掲載したリーフレットや普及啓発用リーフレットを作成し、配布します。</p>
<p>ボランティアの振興            （健康福祉指導課）</p>	<p>ボランティア等の民間福祉活動の育成発展を図るため、ボランティアの集いの開催、リーダー研修、コーディネーター研修等の各種研修、セミナー等による人材育成や、ボランティアをしたい人と援助を必要としている人をつなぐための様々な情報の収集・提供を行っている千葉県ボランティア・市民活動センターの活動を支援します。</p>
<p>福祉力（ちから）を育む福祉教育の推進            （健康福祉指導課）            （教育庁指導課）</p>	<p>児童・生徒の福祉に係わる意識の醸成及び活動の普及・促進を図るため、福祉教育への熱心な取組を進める学校を福祉教育推進校として指定し、その活動を支援します。</p> <p>また、同じ地区の小・中・高校・地域団体をパッケージ方式で「福祉教育推進校・推進団体」への指定により、子供の発達段階に応じた福祉教育と、地域と連携した福祉教育を推進しています。</p> <p>今後、福祉・介護に興味を持つ学生等を対象とした職場体験実習や教育関係者に対する福祉への理解を深めてもらうための取組を進めます。</p>

コミュニティソーシャルワーカーの育成（再掲） （健康福祉指導課）	コミュニティソーシャルワークの知識・技術の普及のため、以下の研修を実施します。 ○地域福祉活動を担う人への「基礎研修」 ○社会福祉等に係る個別支援又は相談支援を担う人への「専門研修」 ○専門研修修了者への「フォローアップ研修」
-------------------------------------	--

**③ 安全・安心な生活環境の確保**

- 高齢者が「電話 d e 詐欺」やひったくりなどの犯罪に巻き込まれない社会づくりに向け、地域の防犯力の向上、犯罪の起こりにくい環境づくりを促進します。  
 また、高齢者の消費者被害を防止するため、自立を支援する講座の開催等を通じた学習の機会の提供など消費者教育を推進していきます。
- 高齢者が身近な市町村で消費生活相談を受けられるよう、市町村における消費生活相談体制の充実強化に向けた支援を行います。
- 高齢者に対する不当な取引行為を行う事業者に対し、関係機関と連携し指導等を行っていきます。
- 高齢者の交通事故防止に向けた取組を進めます。
- 災害時に高齢者が安全に避難できるよう、市町村の取組を支援します。

取組	概要
STOP！電話 d e 詐欺 （くらし安全推進課）	電話 d e 詐欺（振り込め詐欺）の撲滅に向け、専用の相談窓口を設置するほか、県警、市町村、関係団体、民間団体等と連携し、高齢者等に対して効果的な広報・啓発を実施します。
地域の防犯力アップの促進 （くらし安全推進課）	地域の犯罪抑止に大きな役割を担っている県民の自主防犯活動を促進するため、市町村が自主防犯団体等への支援として実施する、自主防犯パトロール用資機材の整備に対して、その経費の一部を助成します。

Ⅲ 施策の推進方策  
 基本施策Ⅱ-5  
 互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

<p>総合的な高齢者保護対策の推進        (警察本部生活安全総務課)</p>	<p>高齢者が安全で安心して暮らせる社会を実現するために、犯罪発生情報や防犯対策に係る知識の普及を図るとともに、防犯講話等を通じて、高齢者が被害者となりやすい電話d e詐欺等の犯罪に対する防犯知識の普及啓発を促進します。</p>
<p>消費者教育及び啓発の充実        (くらし安全推進課)</p>	<p>消費生活をめぐる契約上のトラブルの未然防止・拡大防止を図るため、県消費者センターと連携し、高齢者を中心に自立を支援する講座等を開催するほか、ホームページや県広報紙等を活用して消費者情報を提供するなど、より効果的な広報啓発を実施し、消費者被害の防止に取り組んでいきます。</p>
<p>相談体制及び悪質事業者の監視指導体制の充実・強化        (くらし安全推進課)</p>	<p>市町村の相談体制の充実強化に向け、相談員の資質向上を目的とした研修会等を実施していきます。        また、高齢者を狙った悪質な訪問販売等を行う事業者への対策として、警察等と連携し、特定商取引に関する法律等に基づく指導等を行っています。更に、広域で活動する悪質事業者に対しては、「五都県悪質事業者対策会議」を通じて合同指導や処分を行うなど、監視指導を強化していきます。</p>
<p>交通安全シルバーリーダー研修・ネットワーク事業        (くらし安全推進課)</p>	<p>地域の指導的役割を担う高齢者が、交通安全に必要な知識・手法を習得できるよう、参加・体験・実践型の高齢者交通安全教室を実施します。        また、研修終了者に、地域において交通安全に関する啓発活動を行っていただけるよう、定期的に情報提供を行います。</p>
<p>高齢者の交通死亡事故抑止対策の推進        (警察本部交通総務課)</p>	<p>高齢者の事故防止のため、老人クラブや自治会等への情報発信や高齢歩行者の反射材の活用を促進するための対策を推進します。</p>
<p>運転免許自主返納者に対する優遇措置の普及促進        (警察本部交通総務課)</p>	<p>運転に不安を感じている高齢者が運転免許を自主返納しやすい環境を作るため、自治体、企業等に対し運転免許自主返納に関わる優遇措置の実施を働きかけます。</p>
<p>避難行動要支援者名簿に基づく個別計画策定の促進        (防災政策課)</p>	<p>市町村が行う、避難行動要支援者名簿を活用した高齢者等の個別計画の策定を促進します。</p>



自主防災組織等育成・活性化 (防災政策課)	自主防災組織等の育成と活動の充実を図るため、防災用資機材（ハード面）の整備及び防災訓練や研修会の実施等（ソフト面）について、市町村が自主防災組織等に対して行う補助事業に対して県が支援します。
介護保険施設等での非常災害時の体制整備の強化・徹底 (高齢者福祉課)	実地指導等において、地域の実情に応じた非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施状況等に関し、重点的に確認するとともに必要に応じて助言します。

#### ④ 高齢者の権利擁護の推進

- 被害者・加害者を出さない地域社会づくりに向け、虐待に対応する市町村を支援します。
- 高齢者福祉施設で高齢者権利擁護・身体拘束廃止を推進する人材を養成します。
- 判断能力が十分でない高齢者の日常生活の自立を支える取組を支援します。
- 成年後見制度の周知や市民後見活動の促進に取り組みます。
- 市町村、各種相談窓口と連携した相談支援を推進します。

取組	概要
高齢者虐待防止対策の推進 (高齢者福祉課)	<p>市町村や地域包括支援センター職員及び介護サービス事業所職員等に広く虐待防止の理解を深めるとともに、虐待対応技術の向上を図るため研修会を開催します。</p> <p>また、高齢者虐待防止ネットワークの未設置市町村に対して、早期設置を働きかけます。</p> <p>更に、困難事例に対し市町村が迅速かつ適切に対応できるよう、社会福祉士や弁護士等の専門職団体と連携し、専門性を活かした助言等を行います。</p>

Ⅲ 施策の推進方策

基本施策Ⅱ-5

互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進

<p>高齢者権利擁護・身体拘束廃止の推進 (高齢者福祉課)</p>	<p>有料老人ホームを含めた高齢者福祉施設等における介護実務者及びその指導的立場にある者に対する身体拘束廃止に関する研修の充実を図り、身体拘束廃止を推進する人材の養成強化を図ります。</p> <p>また、施設等からの要請を受けて、専門家等を施設等に派遣し、身体拘束廃止に向けたケアの工夫等についての具体的な助言を行うことにより、施設等における身体拘束廃止の取組を支援します。</p>
<p>生活困窮者自立支援事業 (健康福祉指導課)</p>	<p>生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じます。</p>
<p>日常生活自立支援の推進 (健康福祉指導課)</p>	<p>判断能力が一定程度あるものの十分でない高齢者などが地域で自立した生活を送れるよう、各市町村社会福祉協議会において、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等の支援を行う日常生活自立支援事業を推進します。</p>
<p>成年後見制度の推進 (健康福祉指導課)</p>	<p>認知症高齢者等の判断能力が不十分な人が、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する成年後見制度の普及に努めます。</p>
<p>市民後見の推進 (高齢者福祉課)</p>	<p>弁護士などの専門職による後見人だけでなく、市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見活動を推進する市町村に対し助成します。</p>
<p>中核地域生活支援センターの運営及び市町村への包括的相談支援体制の普及(再掲) (健康福祉指導課)</p>	<p>24時間365日体制で、制度の狭間にある人や複合的な課題を抱えた人などの相談支援、市町村等のバックアップ、関係機関のコーディネート及び権利擁護を行う中核地域生活支援センターを県内13か所に設置、運営します。また生活困窮者に対する自立支援の強化を図るため、町村部を所管する同センターに、包括的な相談支援を行う支援員を配置します。</p> <p>さらに、地域住民に身近な市町村において包括的な相談支援体制が整備されるよう、市町村等に対して助言等のバックアップを実施します。</p>